

香川県建設工事従事者安全確保推進計画（変更案）

令和6年3月

目 次

はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備 1
2. 一人親方等への対処の必要性 2
3. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保等 2
4. 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する取組み等 3

第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定 4
2. 設計、施工等の各段階における措置 4
3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上 5
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上 5

第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等 6
 - (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等 6
 - (2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定 7
2. 責任体制の明確化 8

3.	建設工事の現場における措置の統一的な実施	9
(1)	建設業者間の連携の促進	9
(2)	一人親方等の安全及び健康の確保	9
(3)	特別加入制度への加入促進等の徹底	10
4.	建設工事の現場の安全性の点検等	11
(1)	建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組みの促進	11
(2)	建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の普及の促進	12
5.	建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発	14
(1)	建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進	14
(2)	建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組みの促進	14

第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1.	建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策	16
(1)	社会保険の加入の徹底	16
(2)	建設キャリアアップシステムの活用推進	17
(3)	「働き方改革」の推進	17
2.	労働安全衛生法令の遵守徹底及び墜落・転落災害の防止対策	19
3.	健康確保対策の強化	20
(1)	熱中症、騒音障害防止対策	20
(2)	解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等	21
(3)	新興・再興感染症への対応	21

4.	人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善	21
(1)	女性の活躍促進	21
(2)	増加する外国人労働者の労働災害への対応	22
(3)	高年齢労働者の安全及び健康の確保	22
5.	計画の推進体制	22
6.	施策の推進状況の点検と計画の見直し	23

はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるが、本県の労働災害による休業4日以上の死傷者数は、平成30年から令和4年までの5年間で679人（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）に上り、このうち死者数は9人であった。また、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者（以下「一人親方等」という。）を含めた建設工事従事者全体では、13人の尊い命が失われている。

このことを重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組みを推進するとともに、取組みの周知やフォローを行う必要がある。また、昨今の災害発生傾向をみると、屋根・屋上等の端・開口部、足場や低所（はしご・脚立）からの墜落・転落災害が多いことから、これらの災害に対応した対策を強化する必要がある。

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、さらに建設業者等による取組みを促進していくことなどが重要であるが、その前提として、請負契約において適正な請負代金や工期等が確保されること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られることなどが必要である。

さらには、気候変動の影響や石綿を用いた建築物の解体工事の増加、新興・再興感染症の発生・拡大等の新たな状況変化への対応などとともに、更なる活躍が期待される女性、増加する外国人労働者や高年齢労働者等の人材の多様化を踏まえた取組みが必要である。

また、i-Construction やインフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（以下「インフラ分野のDX」という。）は、危険を伴う作業等の減少や建設工事の現場の環境改善に寄与することが期待され、労働災害防止の観点からもこれらの取組みの推進が必要である。

(香川県の状況) ※新型コロナウイルス感染症によるものを除く

・労働災害発生状況（香川労働局公表）

※労働者死傷病報告による休業4日以上の災害（ ）内数字は死亡で内数

H30：154人（2人）、R元：137人（0人）、R2：107人（2人）、

R3：152人（3人）、R4：129人（2人）

・一人親方等の死亡災害発生状況（香川労働局調査）

H30：0人、R元：3人、R2：0人、R3：1人、R4：0人

□一人親方等

「一人親方」とは、労働者を使用しないで土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊もしくは、解体又はその準備の事業（大工、左官、とび職人など）等の事業を行うことを常態とする者であり、「一人親方等」とは、これに加えて中小事業主、役員、家族従事者を含んだもの。

□i-Construction

調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設生産プロセスでICTを活用すること等により、大幅に生産性を向上させる取組み。

□ICT：(Information and Communication Technology) 情報通信技術

2. 一人親方等への対処の必要性

一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、厚生労働省の調査でも、一人親方等が労働者以外の業務中の死亡者として把握されている。

その業務の実情、災害発生状況等からみて、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。

(香川県の状況) <再掲>

・一人親方等の死亡災害発生状況（香川労働局調査）

H30：0人、R元：3人、R2：0人、R3：1人、R4：0人

3. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保等

建設業においては、近年、技能労働者の賃金水準は上昇傾向にあるものの、未だ他産業の労働者と比べて低い水準にある。また、他産業では一般的となっている週休2日の確保が十分ではなく、総労働時間が長くなっている。

建設工事従事者の高齢化が進行している中、新・担い手3法や労働基準法（昭和22年法律第49号）を踏まえた働き方改革の推進、処遇の改善、技能・技術の振興を含めた地位の向上等を図ることにより、建設業を魅力的な仕事の場とし、若者をはじめとした入職の促進等、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

また、本計画は、外国人労働者を含めた全ての建設工事従事者を対象としてい

るが、外国人労働者については、言葉の違いや日本の安全衛生対策に関する知識不足等から労働災害が発生することが懸念される。

□新・担い手3法

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）」

(香川県の状況)

- ・常勤労働者一人平均月間総労働時間（事業所規模5人以上）（香川県統計調査課「毎月勤労統計地方調査（年報）」）
H29 建設業：170.5時間 調査産業計：148.0時間
R4 建設業：167.5時間 調査産業計：139.3時間
- ・55歳以上の就業者の割合（総務省「就業構造基本調査」）
建設業 H24：36.7% H29：36.0% R4：34.9%
全産業 H24：33.1% H29：33.3% R4：33.8%
- ・外国人労働者数（各年10月末）（香川労働局公表「外国人雇用状況」）
建設業 H25：116人、H26：179人、H27：277人、H28：364人、H29：492人、
H30：619人、R元：868人、R2：1,003人、R3：995人、R4：1,019人

4. 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する取組み等

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、県及び関係行政機関並びに関係事業者団体がそれぞれの立場から取組みを行うことが重要である。

このため、本計画では、第3の5「計画の推進体制」において「建設工事従事者の安全及び健康の確保については、国土交通省及び厚生労働省並びに関係事業者団体において各種の施策が実施されていることに鑑み、これら行政機関及び団体と密接に連携し、本計画の効率的かつ効果的な推進を図る。」とするとともに、第2「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策」並びに第3の1「建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策」、2「労働安全衛生法令の遵守徹底及び墜落・転落災害の防止対策」、3「健康確保対策の強化」及び4「人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善」では、県の施策のほか、関係行政機関及び関係事業者団体の施策等についても記載している。

第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定

建設業の請負契約が、仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながるおそれがある。

そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法は、建設工事の現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休2日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に、年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保することが必要である。

□建設業法 第19条の3

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

2. 設計、施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件への配慮から、建設工事の現場ごとに施工方法が異なる。

そのため、設計段階においても、建設工事の現場の施工条件を十分に調査したうえで、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を自主的に講ずることが重要である。

さらに、設計、施工等の各段階において、i-Construction やインフラ分野のDXを効果的に推進することが有用である。

3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発するおそれがある。

近年では、過去に比べれば相対的に建設工事の現場における労働災害が減少していることによって、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

したがって、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等及び建設工事従事者が安全及び健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくための取組みを促進していくことが必要である。

また、女性や外国人労働者、高年齢労働者等の、人材の多様化に対応した建設工事の現場の安全及び健康の確保並びに職場環境改善に係る取組みを促進していくことも重要である。

4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組みを促進していくこと等が重要である。その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という。）の加入徹底、適切な賃金水準の確保、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進、生産性の向上等の処遇の改善や地位の向上が図られること等が必要である。

第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全及び健康が確保されるには、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されるとともに、建設工事の労働災害防止対策等に必要な安全衛生経費は、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるよう、安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を図るとともに、安全衛生経費の必要性や重要性について、発注者、建設業者及び県民に対して理解してもらうよう広報を実施することが重要である。労働安全衛生法令は、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務づけているとともに、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれることから、立入検査等を通じ、法令遵守の徹底を図る。

(現在の主な施策)

- ・土木工事・業務の積算基準を国の基準改定に基づき、毎年7月に改定。
- ・資材単価は、毎年4月、10月の年2回（令和4年9月から当面の間、物価資料に掲載のある資材単価については毎月）（燃料油、鋼材、アスファルト合材及び生コンクリートの単価については毎月）単価を改定、労務単価については原則として国の改定にあわせて設定。

【今後の取組み】

- ・業者説明会、立入検査等において安全衛生経費は「通常必要と認められる原価」である旨を周知。

<関係機関・団体の施策等>

- ・「建設工事における安全衛生経費に関する実務者検討会」を開催。[国土交通省]
- ・「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を開催。[国土交通省]
- ・「建設業法令遵守ガイドライン」に安全衛生経費は通常必要を認められる原価である旨を明記し、関係団体等に周知。[国土交通省]

- ・発注者、建設業者等に対し、安全衛生経費の確保に関するリーフレットによる周知。[国土交通省・厚生労働省]
- ・建設業法令遵守ガイドラインの周知徹底。[(一社)香川県建設業協会]
- ・国土交通省・厚生労働省からの安全衛生経費の確保に関するリーフレットによる周知徹底。[(一社)香川県建設業協会]
- ・国土交通省・厚生労働省の施策内容をホームページに掲示するとともに、建災防だよりにて周知。[建設業労働災害防止協会香川支部]

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、新・担い手3法や労働基準法の趣旨を踏まえ、週休2日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められるとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は適切な工期延長が行われる等の環境を整備する。

また、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為の積極的な活用等により施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。

(現在の主な施策)

- ・香川県週休2日制モデル工事及び香川県余裕期間設定工事の試行。
- ・平成30年4月から準備、後片付け期間を見直し、国に準じて週休2日の確保を考慮した標準工期を設定。
- ・ゼロ債務負担行為の設定。

<関係機関・団体の主な施策等>

- ・「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定（平成30年7月2日改訂）。[国土交通省]
- ・「直轄土木工事における適正な工期設定指針」（令和5年3月）を策定 [国土交通省]
- ・平準化に向けた「さしすせそ」を推進し、地方公共団体の平準化の進捗状況を公表。[国土交通省]
- ・発注者指定方式による週休2日工事の実施、工期設定支援システムの改良。[国土交通省]
- ・時間外労働の上限規制適用等長時間労働の是正、発注者へ適正な工期設定等の協

力要請。[厚生労働省]

- ・過労死等防止啓発月間（11月）の展開による長時間労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の実施。[厚生労働省]
- ・働き方・休み方改善ポータルを通じ、企業の改善策と好事例の紹介。[厚生労働省]
- ・全国建設業協会が推進する「目指せ週休2日+360時間（2+360 ツープラスサンロクマル）運動」による労働条件の改善の推進。[(一社)香川県建設業協会]
- ・時間外労働の上限規制の周知徹底。[(一社)香川県建設業協会]
- ・国土交通省・厚生労働省の施策内容をホームページに掲示するとともに、建災防だよりにて周知。[建設業労働災害防止協会香川支部]（再掲）

2. 責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。このため、立入検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。

また、下請契約において、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、関係団体等が行う中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援について周知等を行う。

(現在の主な施策)

- ・「建設業取引適正化推進月間」を設定し、県内業者への立入調査を実施。
- ・業者説明会において、「建設業法遵守」について説明。

【今後の取組み】

- ・業者説明会等で建設業労働災害防止協会香川支部が行う取組みについて周知。

<関係機関・団体の主な施策等>

- ・建設業法令遵守推進本部による立入検査を実施。[国土交通省]
- ・請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等元方事業者による建設現場安全管理指針の周知。[厚生労働省]
- ・中小専門工事業者を対象とした、集団指導・技術研修会、パトロール、個別指導等の事業（中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業）を平成30年度から実施。
[建設業労働災害防止協会香川支部]

- ・技能講習、特別教育等その他教育、能力向上教育等の研修・講習会、講師派遣・出張講習を実施。[建設業労働災害防止協会香川支部]

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、労働安全衛生法令に基づく請負人による統括安全衛生管理が徹底されるよう、関係団体等と連携して周知等を図る。

【今後の取組み】

- ・業者説明会等で労働安全衛生法に基づく請負人による統括安全衛生管理について周知。

<関係機関・団体の主な施策等>

- ・「元方事業者による建設現場安全管理指針」に基づき、個別の現場に対する指導及び集団指導等による指導。[厚生労働省]
- ・現場指導パトロール、技能講習、特別教育等その他教育、能力向上教育等の研修・講習会、講師派遣や出張講習等を実施。[建設業労働災害防止協会香川支部]

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等も対象に含めて建設工事の現場における措置を統一的に実施することが必要である。

一人親方等に作業の一部を請け負わせる建設業者による一人親方等の安全及び健康の確保のための措置の徹底を求めるとともに、国等が行う一人親方等に対するその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等の支援について周知を図る。

【今後の取組み】

- ・業者説明会等で、国が行う一人親方等に対する安全衛生に関する知識習得等の支援について周知。

<関係機関・団体の主な施策等>

- ・一人親方等の業務中の死亡災害を分析し、公表。[厚生労働省]

- ・一人親方等に特徴的な行動様式等を踏まえた安全衛生教育用テキスト等の作成、安全衛生教育等を実施。[厚生労働省]
- ・改正労働安全衛生法による一人親方等に対する安全衛生対策の周知・啓発及び「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン（仮称）」の策定とその周知・啓発を図る。[厚生労働省]
- ・国土交通省・厚生労働省の施策内容をホームページに掲示するとともに、建災防だよりにて周知。[建設業労働災害防止協会香川支部]（再掲）

（３） 特別加入制度への加入促進等の徹底

一人親方については、一般的には労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。

一人親方のうち適正でないと考えられる者、すなわち、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図し、本来雇用すべき技能労働者を個人事業主化させる、規制逃れを目的とした一人親方など、契約の形式が請負契約であっても、実態が雇用労働者である場合には、社会保険の加入の必要性や労働基準関係法令が適用されることについて周知を行うとともに、一人親方と請負契約を締結する際には、取引の適正化及び必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努めるよう周知を行う。

また、一人親方の安全及び健康の確保と併せて、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への適切な加入について、積極的な促進を徹底する。

【今後の取組み】

- ・業者説明会等で、労災保険の特別加入制度等について周知を行う。

＜関係機関・団体の主な施策等＞

- ・一人親方等の労災保険特別加入制度への加入促進、基本的な安全衛生確保対策に係るパンフレットの作成・配布及び未加入者等に対する実態調査を実施。[厚生労働省]
- ・国土交通省・厚生労働省の施策内容をホームページに掲示するとともに、建災防だよりにて周知。[建設業労働災害防止協会香川支部]（再掲）

4. 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組みの促進

建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法令に基づく措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメントシステム)を構築することが重要である。このため、国によるリスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の分析の充実や、建設業者及び関係団体による安全衛生活動の取組みの公開等を通じ、建設業者の活動に対する支援を効果的に実施するとともに、労働安全衛生マネジメントシステムの構築及び運用を行う取組みや、建設工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組みを実施する。

また、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組みを一層促進する。

さらに、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組みを一層活発にするため、点検・パトロールを行う者の能力向上等を促進する。

なお、これらの取組みに当たっては、建設工事の現場における安全衛生対策を強化していくことについて、県民の関心と理解を深めていくことも必要であり、安全衛生対策やその効果等を分かりやすく「見える化」することが重要である。

(現在の主な施策)

- ・建設工事の一般競争入札(総合評価方式)において「労働災害防止及び交通事故防止等への取組み」を加点点評価。

【今後の取組み】

- ・業者説明会等で災害事例や関係団体が行う講習会等について周知を行う。

<関係機関・団体の主な施策等>

- ・建設工事事務データベースに収集された事故事例等から事故発生状況を取りまとめホームページで公開 [国土交通省]
- ・リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例等をホームページ(職場の安全サイト)で公開。[厚生労働省]
- ・SAFEコンソーシアムへの参加勧奨。[厚生労働省]
- ・SAFEコンソーシアムポータルサイトにおいて、事業場等で実施されている安

全活動の「見える化」の取組み事例を「「見える」安全活動コンクール」として公開。[厚生労働省]

- ・安全パトロールによる職場の総点検の実施。[厚生労働省]
- ・自発的に安全衛生に取り組む事業者を社会的に評価する環境整備の推進。[厚生労働省]
- ・リスクアセスメントの普及と労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の導入。[建設業労働災害防止協会香川支部]
- ・現場指導パトロール、技能講習、特別教育等その他教育、能力向上教育等の研修・講習会、講師派遣や出張講習等を実施。[建設業労働災害防止協会香川支部] (再掲)

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の普及の促進

建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及・推進に向け、県外におけるBIM/CIMの安全衛生対策の活用事例も含め、施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の普及を促進することが重要である。

また、ICT建機やUAVを活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量等の危険を伴う作業等を減少させるi-Constructionを推進するとともに、建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用等インフラ分野のDXにおいて、安全な工法等の普及を推進することが重要である。

併せて、生産性向上に資する革新的な仮設機材の開発に取り組む事業者を支援することが重要である。

この他、国の各種ガイドラインを踏まえた安全な施工の普及を図るとともに、公共工事のみならず民間工事にも活用できるNETISを活用した「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の効果的な活用を促進する。

さらに、建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者に配慮した作業方法や熱中症対策等作業環境の改善を支援する。

□ UAV : (Unmanned Air Vehicle) 無人航空機

□ BIM : (Building Information Modeling)

コンピュータ上に作成した主に3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、

材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するシステム。

□ C I M : (Construction Information Modeling)

計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、その後の施工、維持管理の各段階においても3次元モデルに連携・発展させ、併せて事業全体にわたる関係者間で情報を共有するシステム。

□ N E T I S : (New Technology Information System) 新技術情報提供システム

国土交通省が運用している新技術にかかる情報の共有及び提供するためのデータベース。

(現在の主な施策)

- ・平成30年度から香川県ICT活用工事の試行を開始。

【今後の取組み】

- ・業者説明会等で香川県が行う取組みについて周知を行う。

<関係機関・団体の主な施策等>

- ・B I M / C I M原則適用。[国土交通省]
- ・I C T活用工事の基準類の拡充。[国土交通省]
- ・W E B会議システムを用いた遠隔臨場を原則適用し、新たな監督・検査技術の活用促進。[国土交通省]
- ・I C T施工の導入促進に向けた講習会や現地研修会の実施。[国土交通省]
- ・B I M / C I M研修会や重機の遠隔操作演習の実施。[国土交通省]
- ・工事現場の熱中症対策に係る経費に関して現場管理費の補正を試行。[国土交通省]
- ・高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）の周知とこれに基づく取組みの促進と支援を行う。[厚生労働省]
- ・職場における熱中症対策として、関係事業場に対する周知・指導を実施。[厚生労働省]
- ・インフラD Xを活用することで生産性の向上を図り、働き方改革を推進。[(一社)香川県建設業協会]
- ・研修、講習会の実施（熱中症予防）。[建設業労働災害防止協会香川支部]

5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

安全衛生教育の継続的な実施が労働災害の防止に効果的と考えられることから、労働安全衛生法令で定められた教育の実施とともに、安全衛生管理の能力向上教育等、建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた継続的な教育の重要性について十分な理解を促しつつ、能力向上教育等の原則実施をより一層積極的に促進する。また、災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援について周知等を行う。

【今後の取組み】

- ・業者説明会等で国の助成事業や関係団体の講習会等について周知。

<関係機関・団体の主な施策等>

- ・建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた継続的な教育の重要性に十分な理解を促しつつ、能力向上教育等の原則実施を促進。[厚生労働省]
- ・労働安全衛生法で定める資格・教育を建設労働者に受講させた事業主等に助成金を支給。[厚生労働省]
- ・中小専門工事業者を対象とした、集団指導・技術研修会、パトロール、個別指導等の事業（中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業）を平成30年度から実施。また、全事業者を対象として、技能講習、特別教育等その他教育、能力向上教育等の研修・講習会、講師派遣や出張講習等を実施。[建設業労働災害防止協会香川支部]（再掲）

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組みの促進

建設業における若年労働者の労働災害発生割合は他産業に比べて著しく高いことも踏まえつつ、建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるため、危険感受性を高める安全衛生教育等の自主的な取組みを促進する必要がある。このため、各建設工事の現場に関し建設業者等が実施している、建設工事従事者の安全及び健康に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした、安全衛生活動の取組みや災害対応事例について情報発信が重要である。

また、建設工事の現場において、安全衛生水準の向上等について顕著な実績を

あげた建設工事従事者や、建設業者、関係団体等を表彰すること等を通じて、関係者の意識を高め、もって安全衛生水準をさらに高めていくとともに、建設工事従事者の技能者としての地位の向上にもつなげる。

併せて、各建設工事の現場における建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組みを促進する。

(現在の主な施策)

- ・建設雇用改善優良事業所知事表彰の実施。

【今後の取組み】

- ・業者説明会等で建設業者等の安全衛生活動の取組みや国等が行うメンタルヘルス対策等について周知。

<関係機関・団体の主な施策等>

- ・ホームページにおいて、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組んでいる企業を「安全衛生優良企業」として認定し取組みを公開。[厚生労働省]
- ・SAFEコンソーシアムポータルサイトにおいて、事業場等で実施されている安全活動の「見える化」の取組み事例を「「見える」安全活動コンクール」として公開。[厚生労働省] (再掲)
- ・SAFEコンソーシアムへの参加勧奨。[厚生労働省] (再掲)
- ・表彰事業の実施。
安全優良職長厚生労働大臣顕彰 [厚生労働省]、
安全優秀会員表彰、無災害優秀会員表彰 [(一社) 香川県建設業協会・建設業労働災害防止協会香川支部]、安全優良職長表彰等 [建設業労働災害防止協会香川支部]
- ・ストレスチェック制度の実施を徹底し、メンタルヘルスケアの充実等の取組みを推進。[厚生労働省]
- ・建設工事の職場環境改善実務担当者講習(建築工事従事者のメンタルヘルス対策)の実施。[建設業労働災害防止協会香川支部]

第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険の加入の徹底

労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、平成24年度より、建設業許可更新時等の社会保険の加入の確認及び指導、公共工事における未加入業者の排除等の対策、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の制定等、官民挙げて総合的な対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇しており、令和2年10月より、建設業許可更新において社会保険の加入が要件化された。しかし、社会保険の加入に必要な法定福利費について、十分な確保ができていないとの声もあるため、官民の関係者から構成される協議会を通じ、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保並びに建設業者及び建設工事従事者の社会保険の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。

(現在の主な施策)

- ・建設業許可及び経営事項審査の際に、社会保険の加入状況を確認し、未加入（社会保険の適用が除外される場合を除く。以下同じ。）の場合は、労働局等へ通報。
- ・社会保険に未加入でないことを、県発注工事の入札参加資格として設定。
- ・社会保険に未加入の業者について、県発注工事の下請け業者とすることを禁止。

【今後の取組み】

- ・国発注工事における請負代金内訳書に法定福利費を明記する取組みを踏まえ、県発注工事において元請業者による法定福利費の内訳明示を検討。

<関係機関・団体の主な施策等>

- ・「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」から、「建設キャリアアップシステム処遇改善推進四国地方連絡協議会」へ改組し、協議会開催。[国土交通省]
- ・法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保。[国土交通省]
- ・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂。[国土交通省]
- ・国土交通省・厚生労働省の施策内容をホームページに掲示するとともに、建災防だよりにて周知。[建設業労働災害防止協会香川支部]（再掲）

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようにするため、建設キャリアアップシステムの活用の推進が図られるよう周知を行う。

□建設キャリアアップシステム

技能者の現場における就業履歴や保有資格などを、技能者に配布する I C カードを通じ、業界統一のルールでシステムに蓄積することにより、技能者の処遇改善や技能の研鑽を図ることをめざす。

【今後の取組み】

- ・業者説明会等で建設キャリアアップシステムについて周知。

<関係機関・団体の主な施策等>

- ・ C C U S の活用モデル工事発注 [国土交通省]
- ・建設技能者の能力評価制度等について更なる検討を行う「専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会」を開催。[国土交通省]
- ・建設キャリアアップシステムの活用について、他省庁、地方公共団体、関係団体等に要請。[国土交通省]
- ・建設キャリアアップシステムの事業者登録の推進。[(一社)香川県建設業協会]
- ・国土交通省・厚生労働省の施策内容をホームページに掲示するとともに、建災防だよりにて周知。[建設業労働災害防止協会香川支部] (再掲)

(3) 「働き方改革」の推進

総労働時間が長く、休みが取れないことや、賃金が高産業の労働者と比べて低い水準にあることが、建設業における若者の入職に当たっての障害・離職理由となっている。このため、新・担い手3法や労働基準法の趣旨を踏まえて、県発注工事における完全週休2日制モデル工事や I C T 土工の試行等、県内の建設業における働き方改革を進め、若者をはじめとした入職の促進等、中長期的な担い手の確保を図る。

また、建設業の働き方の変革や建設業の魅力向上につながるインフラ分野の D X を推進する。

さらに、過重な仕事やストレスは、メンタルヘルスの不調等心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があるため、メンタルヘルスケアの充実等の取組

みを促進する。

併せて、教育訓練の充実やキャリアパス（職歴の道筋）の提示を行う事業主、事業主団体等に対して支援を行うとともに、在職中の労働者に対する職業訓練の実施による事業主への支援を行うことが重要である。

（現在の主な施策）

- ・土木工事・業務の積算基準を国の基準改定に基づき、毎年7月に改定。資材単価は、毎年4月、10月の年2回（令和4年9月から当面の間、物価資料に掲載のある資材単価については毎月）（燃料油、鋼材、アスファルト合材及び生コンクリートの単価については毎月）単価を改定、労務単価については原則として国の改定にあわせて設定。（一部再掲）
- ・平成30年4月から準備、後片付け期間を見直し、国に準じて週休2日の確保を考慮した標準工期を設定。（再掲）
- ・香川県週休2日制モデル工事、香川県余裕期間設定工事及び香川県ICT活用工事の試行を実施。（一部再掲）
- ・建設業を含む全業種を対象に、かがわ働き方改革推進事業（働き方改革推進アドバイザーの派遣、かがわ働き方改革推進宣言等）を実施。

【今後の取組み】

- ・業者説明会等で国等が行うメンタルヘルスケアの充実等の取組みについて周知。

<関係機関・団体の主な施策等>

- ・「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定（平成30年7月2日改訂）。[国土交通省]（再掲）
- ・「直轄土木工事における適正な工期設定指針」（令和5年3月）を策定。[国土交通省]（再掲）
- ・「建設業働き方改革加速化プログラム（平成30年3月20日）」を策定し、「長時間労働の是正」「給与・社会保険」「生産性向上」を三本柱とする各種施策パッケージを展開。[国土交通省]
- ・発注者指定方式による週休2日工事の実施。[国土交通省]
- ・建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）（令和5年3月）を策定。[国土交通省]
- ・建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）（令和5年3月）を策定。[国土交通省]

- ・工事及び設計業務等においてウィークリースタンスの取組みを推進。[国土交通省]
- ・時間外労働の上限規制等労働関係法令の履行確保、過重労働解消に向けた取組みの実施。[厚生労働省]
- ・ストレスチェック制度の実施を徹底し、メンタルヘルスキアの充実等の取組みの推進。[厚生労働省]（再掲）
- ・雇用する労働者に対して職務に関連した専門的知識、技能の習得をさせるための職業訓練を実施する事業主への支援。[厚生労働省]
- ・インフラDXを活用することで生産性の向上を図り、働き方改革を推進。[(一社)香川県建設業協会]（再掲）
- ・建設工事の職場環境改善実務担当者講習（建築工事従事者のメンタルヘルス対策）の実施。[建設業労働災害防止協会香川支部]（再掲）

2. 労働安全衛生法令の遵守徹底及び墜落・転落災害の防止対策

建設工事の現場においては、墜落・転落災害が最も多いことから、墜落・転落災害の減少に向けて、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づく措置の遵守徹底など、国が講ずる墜落・転落災害対策の周知を行う。

（香川県の状況）

- ・令和4年業種別・事故の型別発生状況（労働者死傷病報告による休業4日以上
の災害）
建設業 138人中、墜落・転落災害44人

【今後の取組み】

- ・業者説明会等で、国が講ずる墜落・転落災害対策について周知。

＜関係機関・団体の主な施策等＞

- ・個別の現場に対する指導、集団指導等において、関係法令（改正労働安全衛生規則等）の遵守徹底を図るとともに、足場からの墜落・転落防止対策として「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」、「手すり先行工法等に関するガイドライン」による指導。[厚生労働省]
- ・原則フルハーネス型要求性能墜落制止用器具（規格に適合した器具）の使用と当該特別教育の実施、安全な使用に関するガイドラインの周知、指導。[厚生労働省]

省]

- ・はしごや脚立からの墜落・転落災害防止のため、リーフレット（ホームページに掲載）による安全な作業方法等の周知・指導。[厚生労働省]
- ・貨物自動車の荷台からの墜落・転落等の荷役作業中の災害を防止するため、改正労働安全衛生規則の周知・指導、荷役作業災害防止対策の促進を図る。[厚生労働省]
- ・現場指導パトロール、技能講習、特別教育等その他教育、能力向上教育等の研修・講習会、講師派遣や出張講習等を実施。[建設業労働災害防止協会香川支部]（再掲）

3. 健康確保対策の強化

(1) 熱中症、騒音障害防止対策

労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策の適切な実施や、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組むことが重要である。

(現在の主な施策)

- ・工事現場の熱中症対策に係る適切な経費の計上や工期延期の実施。

<関係機関・団体の主な施策等>

- ・工事現場の熱中症対策に係る経費に関して現場管理費の補正を試行。[国土交通省]（再掲）
- ・熱中症予防対策の実施を促進するため、安全パトロールの実施、日本産業規格に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図るほか「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。[厚生労働省]
- ・「STOP熱中症 クールワークキャンペーン」（5月から9月まで、準備期間4月、重点取組期間7月）を実施。[厚生労働省]
- ・「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知を図る。[厚生労働省]
- ・発注者に対し、有害物の有無、気象条件等に応じた必要な安全衛生経費の積算等、必要な対応を行うよう求める。[厚生労働省]
- ・熱中症予防の研修、講習会の実施。[建設業労働災害防止協会香川支部]

(2) 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等

石綿が用いられている建築物等の解体工事が増加する中、石綿による労働者の健康障害を防止するため、費用や工期等の面での発注者の配慮を求めつつ、建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨のほか、石綿使用の有無に関する事前調査の実施、事前調査結果に基づく作業の実施と記録の作成等の石綿ばく露防止対策の徹底等を図ることが重要である。

(現在の主な施策)

- ・建設リサイクル法に基づき、発注者からの届出時に石綿含有の有無等について記載。
- ・石綿除去における適切な工法の選定や費用の計上、工期の設定。

<関係機関・団体の主な施策等>

- ・石綿の除去等に必要な費用及び工期の考慮。[国土交通省]
- ・改正後の石綿障害予防規則に基づく措置等の実施につき関係機関とも連携した周知・指導。[厚生労働省]
- ・建築物の解体・改修工事にあたっては有資格者による事前調査の実施と調査結果の報告及び調査結果に基づく措置の徹底を周知・指導。[厚生労働省]
- ・事前調査の実施、同調査結果に基づき施工業者が法令を遵守して工事ができるように工事の費用、工期、作業方法等発注条件に配慮する等発注者による必要な措置が講じられるよう広く県民に対しても周知啓発を図る。[厚生労働省]
- ・石綿含有建材調査者講習の実施（令和4年より）。[建設業労働災害防止協会香川支部]

(3) 新興・再興感染症への対応

新興・再興感染症が発生・拡大した際には、関係する政府方針等を踏まえ、適切に対応する。

4. 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善

(1) 女性の活躍促進

建設産業を男女問わず誰もが働きやすい業界とするため、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」等に基づき、現場の労働環境の整備や、仕事と家庭の両立のための制度の活用促進をはじめとする「働きつづけられるための環境整備」等の取組みを官民一体となって推進することが重要である。

(現在の主な施策)

- ・若年・女性優良建設技術者表彰の実施
- ・建設工事の一般競争入札（総合評価方式）において「若年技術者・女性技術者の配置」を加点評価

<関係機関・団体の主な施策等>

- ・若手技術者及び女性技術者の配置を促す総合評価落札方式。[国土交通省]
- ・建設現場で働く女性に配慮した快適トイレの導入。[国土交通省]
- ・育児・介護休業法が定める両立支援制度、男女雇用機会均等法及び女性活躍推進法の周知・履行確保、あわせて育児・介護関係制度利用に関する支援の実施。[厚生労働省]
- ・職場におけるハラスメントの防止措置を適切に行い、労働環境の整備が講じられるよう指導。[厚生労働省]
- ・女性活躍促進法に基づく行動計画策定指針の推進。[厚生労働省]
- ・「男女の賃金の差異」につき、差異の情報分析と情報公開を契機とした雇用管理改善及び女性の活躍推進に向けた取組みを促す。[厚生労働省]
- ・現場パトロール時に労働環境整備についてチェックの実施。[建設業労働災害防止協会香川支部]

(2) 増加する外国人労働者の労働災害への対応

外国人技能実習生、特定技能外国人等、新たな担い手となっている外国人労働者の労働災害が増加していることに鑑み、外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法の提示等を促進することが重要である。

(3) 高年齢労働者の安全及び健康の確保

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組みの促進を図るとともに、高年齢労働者が被災しやすい転倒の防止のための取組みを進めることが重要である。

5. 計画の推進体制

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、国土交通省及び厚生労働省並びに関係事業者団体において各種の施策が実施されていることに鑑み、これら行政機関及び団体と密接に連携し、本計画の効率的かつ効果的な推進を図る。

6. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

本計画に定める施策について、国の基本計画に変更があったとき、その他知事が必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。